

消防予第256号
平成25年6月26日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について（通知）

消防法令違反の是正については、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とし、雑居ビル等の防火対象物をはじめ、その是正の取り組みを推進してきたところではありますが、昨年度、広島県福山市で発生したホテル火災等を受け、危険性や悪質性の高い違反対象物などに対しては、より一層の違反是正の推進を図っていく必要があります。

しかしながら、現在、違反是正を進める上では、雑居ビル等をはじめとして建物の管理・所有形態が複雑になっていることや、行政措置に対する訴訟への対応等も生じてきており、こうした状況においては、消防法令に加えて幅広い高度な法律知識が求められているところです。

つきましては、これらの状況を踏まえ、違反是正案件において法的な相談を行うことができるよう、今年度、全国9カ所の弁護士と契約し、下記のとおり違反是正推進に関する法的相談事業を開始することとしましたので、各消防機関においては、違反是正の推進にあたり積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 相談方法

原則として電子メールによることとし、相談を行う消防本部は、第1号様式（必要に応じ資料を添付）を作成して担当弁護士に送付すること。

なお、消防本部が直接弁護士事務所等に相談に行くことは制限しないが、事前に担当弁護士と相談の上行うこと。

2 相談内容

- (1) 防火対象物の違反是正に関する各種法律相談
- (2) 訴えの提起の応訴に関する各種法律相談
- (3) 法的措置に係る書類の確認及び命令・告発等の手続きの支援
- (4) その他

3 相談費用

本事業に係る相談費用については、消防庁が支払うものとするが、消防本部が直接弁護士事務所等に相談を行う場合に生じた費用（交通費等）については、消防本部が支払うものとする。

4 実施期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

※ 平成25年度は上記の期間で実施することとし、平成26年度以降の実施予定については未定である。

5 弁護士一覧及び担当都道府県

都道府県下の消防本部は該当する担当地域の弁護士に相談すること。

氏名	法律事務所	担当地域	担当都道府県
ナカムラ ヒロシ 中村 浩士	中村総合法律事務所	北海道	北海道
スドウ チカラ 須藤 力	須藤法律事務所	東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
ワタナベ サトシ 渡邊 仁	つかさ総合法律事務所	北関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 長野県
クニシゲ シンジ 國重 慎二	國重法律事務所	南関東	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 静岡県
イシカワ アツオ 石川 敦男	実法(みのり)法律事務所	東海	愛知県 岐阜県 三重県
ヨシダ タケヒロ 吉田 雄大	あかね法律事務所	東近畿	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県
ホンダ シゲオ 本多 重夫	本多重夫法律事務所	近畿	大阪府 兵庫県
クマノ カズノリ 熊野 量規	熊野量規法律事務所	中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
ハラダ エミコ 原田 恵美子	原田法律事務所	九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

6 その他

- (1) 各弁護士の連絡先については、別途、事務連絡により通知するものとする。
- (2) 相談が完結した場合、第1号様式を違反処理データベースへ掲載し、情報共有を図ることとしているため、個人情報等の記載及び取扱いについては、留意すること。
- (3) 月毎の相談件数が、地域において大きく隔たりが生じた場合は、弁護士の担当地域の都道府県を変更する可能性があること。

なお、変更する場合は、消防庁と該当する弁護士間で協議を行った上で別途関係消防本部に通知を行うものとする。

- (4) 弁護士に相談をする際には消防本部として相談することとし、消防本部内において重複した相談等がないよう留意すること。
- (5) 違反是正事例研究会等、都道府県消防長会等が開催する研修等への弁護士の活用も想定されるが、その場合は事前に担当弁護士と調整の上、行うこと。なお、その際に生じる費用等については、主催機関等が支払うものとする。

【連絡先】 消防庁予防課 齋藤・緒方
TEL:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533
E-mail: y.ogata@soumu.go.jp